

○ 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に
二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改
正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加
える。

改 正 後					改 正 前						
(業務報告書雛形) 第何期業務報告書 年 月 日ヨリ 年 月 日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 年 月 日 府 市 町 何 何 何 何番地 県 郡 村 何無尽株式会社 取締役 氏 名 取締役 氏 名 取締役 氏 名 、 、 、 、 、 金融庁長官 殿 目次 [一〜四 略] 備考 [一〜四 略] 一 [略] 二 第何期末（ 年 月 日現在）貸借対照表					(業務報告書雛形) 第何期業務報告書 年 月 日ヨリ 年 月 日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 年 月 日 府 市 町 何 何 何 何番地 県 郡 村 何無尽株式会社 取締役 氏 名 取締役 氏 名 取締役 氏 名 、 、 、 、 、 金融庁長官 殿 目次 [一〜四 同上] 備考 [一〜四 同上] 一 [同上] 二 第何期末（ 年 月 日現在）貸借対照表						
科	目	金 額	科	目	金 額	科	目	金 額	科	目	金 額
(資産の部)		円	(負債の部)		円	(資産の部)		円	(負債の部)		円

[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
無 形 固 定 資 産		[略]	
[略]			
使 用 権 資 産		(純資産の部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[削る。]

⑥・⑦ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である

場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		リ ー ス 債 務	
[同左]		[同左]	
無 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]			
リ ー ス 資 産		(純資産の部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部 合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦・⑧ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)~(12) 略]

(13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

無尽会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、無尽会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である無尽会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[(14)~(24) 略]

[2・3 略]

4 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

5 [略]

三 第何期（自 年 月 日
至 年 月 日）損益計算書

[表略]

（記載上の注意）

[1~9 略]

10 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

[(7)~(12) 同左]

(13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

[(14)~(24) 同左]

[2・3 同左]

4 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

5 [同左]

三 第何期（自 年 月 日
至 年 月 日）損益計算書

[同左]

（記載上の注意）

[1~9 同左]

[加える。]

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12 [略]

四 [略]

(附属明細書ひな形)

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）附属明細書
住所

無尽株式会社

代表取締役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却累 計率
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							%
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

[加える。]

10 [同左]

四 [同左]

(附属明細書ひな形)

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）附属明細書
住所

無尽株式会社

代表取締役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

1 [同左]

(1) [同左]

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却累 計率
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							%
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意) [1 ～ 3 略] 4 「<u>使用権資産</u>」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「<u>使用権資産</u>」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「<u>使用権資産</u>」を除く。）に含めることができる。 [(2)～(4) 略] 2 [略]	(記載上の注意) [1 ～ 3 同左] 4 「<u>リース資産</u>」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「<u>リース資産</u>」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「<u>リース資産</u>」を除く。）に含めることができる。 [(2)～(4) 同左] 2 [同左]
備考 表中の [] の記載は注記による。	